

て  
報 告  
7月号

# 天 龍

H20年7月24日

— 私たちの村 —  
— 7月1日現在 —  
人口 1,864 人  
男 854 人 女 1,010 人  
世帯数 904 世帯

発行 天 龍 村 役 場  
編集 総 務 課  
印刷 齋 藤 印 刷 所

## 土砂災害に対する 防災訓練が行われました

6月1日(日)に栄町・南下地区で  
土砂災害に対する  
防災訓練が行われました。



避難住民の確認



情報伝達訓練の様子



消防団との避難誘導

この訓練は、昨年度天龍村内で多くの区域が土砂災害警戒区域等の指定を受けたことに伴い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化を目的として、所蛇川沿いに、特に警戒が必要とされる「特別警戒区域」の指定を受けている栄町・南下地区をモデル地区として選定し実施しました。

当日は、大雨により所蛇川が氾濫する危険が高まったと想定し、防災行政無線による情報の伝達や避難勧告、避難指示の発令による住民のみなさんの避難、消防団による避難誘導、天龍中学校体育館への避難所の開設等の訓練を行いました。

天龍中学校体育館へは30名を超える住民のみなさんが避難し、有事の際の避難経路や避難方法を確認しました。

近年、全国各地で集中豪雨による土砂災害が多発しており、天龍村も例外ではありません。土砂災害に対しては早めの避難が重要です。

これを機会に各家庭で土砂災害に対する意識を高めていただき、いざという時、早めの避難を心がけていただきたいと思います。

議会だより

第2回  
定例会

平成20年第2回天龍村議会定例会が、6月16日に開会し、23日までの8日間の会期で行われ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

○天龍村税条例の一部改正  
内容は、個人住民税について、ふるさと納税制度の創設に伴う改正と、65歳以上の公的年金受給者に係る住民税の特別徴収制度の導入等の改正です。

○天龍村国民健康保険税条例の一部改正  
内容は、地方税法の一部改正に伴う国民健康保険税限度額と税率の改正、及び特定世帯等の軽減額の見直し等です。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
内容は、法改正に伴い、消防団員等の公務災害における補償基礎額の扶養親族に係る加算額を引き上げるものです。

○天龍村職員定数条例の一部改正

内容は、人事異動に伴い条例を現状に即した定数にするための改正です。

「意見書」

○森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書  
この意見書は、6月25日付で衆参両院議長、関係大臣、及び長野県知事に送付しました。

「一般質問」

○秦治三夫議員

一、任期満了による村長選に對する大平村長の意思について  
二、野竹正孝議員

一、大地震に対する危機管理について（衛星電話の配備、公共の建物の耐震化、携帯電話不能地区の解消予定）  
二、「おきよめの湯」の売店について（委託契約変更の評価、販売手数料の根拠、出荷組合員の現状及び農産物の輸送手段）

○堀本伊那人議員

一、農業施策の今後の推進について  
二、林業施策の今後の考え方について  
三、平成18年8月発生の龍泉閣の盗難事件について（今日現在の経過と状況、今後

の対処方法、住民への納得方法）

○佐藤正好議員

一、首長選への村長の出馬について（後継者の模索、次期4年間のビジョン、この4年間の総括と評価、各施設未解決問題の任期中の処理及び遊休利用の現状対策）

○関浦雅志議員

一、龍泉閣の決算報告について（食材の仕入れ、売店）  
二、村道やその他村の施設の補償規程等について

「補正予算」

○平成20年度天龍村一般会計補正予算（第1号）  
○平成20年度天龍村国民健康

平成19年度 補正予算（専決）

会計名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第7号)	23億7,060万円	2,951万円	24億 11万円
国民健康保険 (第5号)	2億 831万円	60万円	2億 891万円
村営水道 (第5号)	6,510万円	21万円	6,531万円
老人保健 (第4号)	3億2,443万円	△595万円	3億1,848万円
村営下水道事業 (第5号)	9,918万円	△84万円	9,834万円
介護保険 (第5号)	2億5,572万円	△463万円	2億5,109万円

平成20年度 補正予算

会計名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第1号)	17億8,700万円	6,193万円	18億4,893万円
国民健康保険 (第1号)	2億 311万円	75万円	2億 386万円
村営水道 (第1号)	4,906万円	140万円	5,046万円
村営下水道事業 (第1号)	9,777万円	△131万円	9,646万円
介護保険 (第1号)	2億4,529万円	217万円	2億4,746万円

保険特別会計補正予算（第1号）  
○平成20年度天龍村営水道特別会計補正予算（第1号）  
○平成20年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
○平成20年度天龍村介護保険特別会計補正予算（第1号）

「報告」

○平成19年度天龍村一般会計繰越明許費繰越計算書について  
○有限会社「天龍農林業公社」の経営状況について  
○有限会社「龍泉閣」の経営状況について

消防団阿南地区班  
水防訓練が行われました

6月1日(日)に天龍村松島河川敷で消防団阿南地区班水防訓練が行われました。

この訓練は、毎年出水期を前に、消防団員の水防技術の習得と向上を目的として行われており、今年は天龍村で開催されました。

当日は、阿南地区5町村の消防団員約80名が参加し、飯田建設事務所及び下伊那南部建設事務所の講師の指導のもと、ロープ操作、土の積み、木流し、シート張り等の実技講習を行い、水防技術の向上を図りました。



ロープ操作の講習

## 天龍村むらづくり計画の進捗状況をお知らせします

天龍村では、平成16年9月に村全体のあり方や行政運営を含めた広い意味での「むらづくり」を考えていく上で基本となる「天龍村むらづくり計画」を策定しました。計画では「協働型むらづくり」の考えのもと、定住促進、福祉、産業、教育、観光、芸能文化を重点事項として掲げております。平成20年4月現在の主な取り組み状況についてお知らせいたします。(平成20年4月現在)

重点事項	主な内容	主な取り組みの状況
1. 定住促進	土地対策等居住環境の整備 雇用の場の確保 ・Uターン者の地域融合策の促進 生活環境の見直しと改善 若者定住促進策の見直し 危機管理(生活環境づくりのための)への対応 地区の見直し・再編による支え合う体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域防災計画」のうち「東海地震に係る事前対策活動計画」について18年度に見直しを行った。さらに、災害警戒時から災害初期における職員の行動マニュアルをまとめた「天龍村職員災害時初動マニュアル」を作成し職員へ周知済み。備蓄については、20年度も非常食の一部更新補充を行う予定であり引き続き備蓄の充実を進めている。また、情報伝達体制の一層の充実を図るため、役場に衛星携帯電話1基を配備した。</li> <li>○平成15年度から地区内自営整備材料費支給事業補助金により住民が自ら取り組む整備事業に要する原材料経費を補助する制度を実施している。(平成19年度までに実施7件)</li> </ul>
2. 福祉	福祉と医療の連帯強化・介護の充実 子育て支援の充実 生きがい・就労対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者が主体となって行う学童保育の取り組みに対して、施設の貸与による支援を実施。子育て支援グループの設立により幅広い子育て支援を実施する。</li> <li>○住民課を事務局とする助け合いボランティアサークル(有償ボランティア)を発足。平成19年4月より開始。さらに村民への周知を図り、会員の増を図りたい。</li> </ul>
3. 産業	農林業の振興 商工業、建設業の振興 森林の自然等、多面的利用の推進 天龍ブランド商品開発委員会の設置(民間組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○天龍村営農支援センターの見直しについては平成19年12月1日付けで規約及び組織の見直しを行ないスリム化した。またJAを中心としたチャレンジ「楽農」天龍(営農相談会)を各地区で実施し農業振興に努力している。</li> <li>○18年度から「南信州農家ホームステイ事業」に参加。20年度現在、村内の17家庭が事業に登録し、都市の学生と交流を深めている。</li> <li>○19年11月に商工会青年部が主体となり「ご用聞き事業」実施。</li> <li>○18年度から、おきよめの湯周辺地域の活性化を目的としたおきよめ観光協議会が発足し、地域住民が主体となっておきよめの湯の誘客に取り組んでいる。</li> <li>○20年度、商工会青年部が県の元気づくり支援金を得て行う「山村資源活用事業」で、熊伏山の登山道整備を図る。</li> <li>○ていざなすについては、平成19年4月、生産者組合を立ち上げ、引き続き30アールの作付け面積を確保している。19年度に長野県の「伝統野菜」に認定され、「商標登録」も申請中。20年度、生産者組合が県の元気づくり支援金を得て、更なるブランド化を進める。17年度から農林業公社で生産している「ゆず果汁」については19年度に元気づくり支援金を得て加工場を整備した。18年度は1,000本、19年度は2,200本が完売。20年度は3,500本製造する見込み。</li> </ul>
4. 教育	小中学校の存続と広域での教育交流 地域史・過去の歴史を踏まえた平和教育の維持・充実 生涯学習への参加意識の高揚と実践 特色ある学校づくりの研究と実践 天龍学校の実現 私立学校やNPO等との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○天龍中、遠山中、上村中の三校交流を実施中。今後は南部地区の交流を検討して参りたい。</li> <li>○なんでも館内に平岡ダム建設に関する資料展示、文化祭等において一般公開を行っている。</li> <li>○厚生部がウォーキング(春・秋)を計画し住んでいても知らない天龍村を知ってもらおうと実施している。また、若者が文化祭に参加出来るようにと「よさこいソーランクラブ」を設立した。</li> <li>○放課後子どもプランで子ども達への関わりを模索中。</li> </ul>
5. 観光	この地域の資源である自然等を有効活用した観光施策 観光協会の組織の見直しと強化 龍泉閣とおきよめの湯を中心とした面的観光の推進 国道418号の拡幅改良など道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○19年度から天龍村の郷土料理を堪能して頂くツアーの受け入れを行い、19年度2,036人を受け入れた。今後も引き続き、観光協会と協力し、魅力的な観光メニューの開発、実施に努める。</li> <li>○19年度、JRさわやかウォーキングを大蛇遊歩道コースで行い、500名を超える参加者があった。</li> <li>○20年度、県の元気づくり支援金を得て、地域資源の発掘、広報宣伝事業に取り組む。</li> <li>○18年度、国道418号の特殊改良事業が新たに事業化され20年度までに6工区に着手し施工されている。全体計画では平成23年度までを事業期間とし、阿南町村境からの瀬間に21工区の施工予定箇所が示された。今後も引き続き、改良整備が促進されるよう要望活動を進める。</li> </ul>
6. 芸能文化	祭り・伝統芸能・史跡・遺跡の保存伝承の強化 観光とのタイアップ 自然環境の見直し、水の復元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「坂野塾」や「おきよめ温泉祭」を住民と村等が協働して開催。</li> </ul>

\*「主な取り組みの状況」欄については、昨年度から進捗のあったものを中心に掲載しております。

## 天龍村集中改革プランの見直しをしました

平成17から21年度までの、村の行政改革の実施計画を定めた集中改革プランについて、実施項目の見直しを行いました。変更箇所等については次の通りです。

### 1 行政の担うべき役割の重点化

区分	変更前	変更後
変更	(2) 事務事業の再編・整理 ●平成21年度までに、ドラゴンサミットの状況を見ながら、ドラゴン交流の見直しを検討します。	(2) 事務事業の再編・整理 ●平成19年度までのドラゴンサミットの状況を見ながら、ドラゴン交流の見直しを検討します。 (平成19年度からドラゴン交流事業は廃止しました。)
新規		●平成20年度までにコミュニティセンター駐車場の見直しを行います。 (平成20、21年度節減額(借地料)73千円)
新規		●平成21年度までに栄町駐車場の見直しを検討します。 (平成21年度節減見込額(借地料)52千円)
新規		●平成21年度までに栄町公営住宅の整理及び住環境の見直しを行います。
新規		●平成20年度までに教育交流センターのあり方を検討し、見直しを行います。 (平成20、21年度節減額(借地料)264千円)
新規		●農業委員会のあり方を検討します。
変更	(4) 天龍農林業公社と尙龍泉閣の経営の健全化 ●新たに選任された支配人により、平成17年度から尙龍泉閣の経営改善とより一層のサービス向上を進めます。	(4) 天龍農林業公社と尙龍泉閣の経営の健全化 ●龍泉閣を拠点とした観光誘致に努め、施設の利用促進を図ります。

### 2 行政ニーズへの迅速かつ確かな対応を可能とする組織

区分	変更前	変更後
変更	(1) 多様な住民ニーズに的確に対応しつつ、政策目標を効果的に達成し、事務・事業を効率的に処理し得る組織とするため、政策、施策、事務・事業のまとまりに対応した簡素で効率的な組織・機構に向けた組織再編について、PDCAサイクルをもとに不断に見直しを行います。 ●平成17年度に収入役を廃止し、収入役の職務は助役が兼掌するとともに、一般職の職員が兼務で助役を補助します。	(1) 多様な住民ニーズに的確に対応しつつ、政策目標を効果的に達成し、事務・事業を効率的に処理し得る組織とするため、政策、施策、事務・事業のまとまりに対応した簡素で効率的な組織・機構に向けた組織再編について、PDCAサイクルをもとに不断に見直しを行います。 ●平成17年度に収入役を廃止し、収入役の職務は助役が兼掌するとともに、一般職の職員が兼務で助役を補助します。 ●平成19年度から出納室長が会計管理者を兼務します。

### 3 定員管理及び給与の適正化等

区分	変更前	変更後
変更	(1) 定員管理の適正化 今後の行政需要の動向を踏まえた定員適正化計画を作成し、定員モデル・類似団体別職員数の状況は参考にするとともに、モデル試算値にとらわれず、更なる定員の適正化に努めます。 ●平成22年4月1日までに、職員数を4名削減します(削減率7%)。 ※職員数については、特養天龍荘と養護天龍荘を社会福祉福祉協議会へ移管するとともに役場組織の再編により、一般行政の職員は、平成15年度89人が平成17年度には57人へ削減されています。 更に平成15年度から10年間の計画では、一般行政の職員を平成25年度に49人とする予定です。	(1) 定員管理の適正化 今後の行政需要の動向を踏まえた定員適正化計画を作成し、定員モデル・類似団体別職員数の状況は参考にするとともに、モデル試算値にとらわれず、更なる定員の適正化に努めます。 ●平成22年4月1日までに、職員数を4名以上削減します(削減率7%以上)。 ※職員数については、特養天龍荘と養護天龍荘を社会福祉福祉協議会へ移管するとともに役場組織の再編により、一般行政の職員は、平成15年度89人が平成20年度には51人へ削減されています。 更に平成15年度から10年間の計画では、一般行政の職員を平成25年度に49人以下とする予定です。

### 5 公正の確保と透明性の向上

区分	変更前	変更後
変更	協働型むらづくりを推進し、村民と協働して行政改革を推進していくためには、村民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図ることが大変重要です。このため、よりきめ細かで分かりやすい行政情報を村民へ提供し、パブリックコメント手続制度を活用するとともに、議会における政策審議の充実、監査の適正な実施により、議会や監査委員による監視機能の充実を目指します。 ●平成19年度からの実施に向け、CATVを積極的に活用(各種イベントの放映等)した情報提供の充実方法を研究します。	協働型むらづくりを推進し、村民と協働して行政改革を推進していくためには、村民等への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図ることが大変重要です。このため、よりきめ細かで分かりやすい行政情報を村民へ提供し、パブリックコメント手続制度を活用するとともに、議会における政策審議の充実、監査の適正な実施により、議会や監査委員による監視機能の充実を目指します。 ●平成19年度からの実施に向け、CATVを積極的に活用(各種イベントの放映等)した情報提供の充実方法を研究し、実施します。

7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

区分	変更前	変更後
変更	(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 ① 村予算の歳出については、庁内に主要事業の見直しを行う検討会を設けるなど、事務・事業の見直しによって徹底的な節減合理化を図り、歳出全体の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、自主的、計画的に財政構造の改善に努めます。 特別職及び一般職の給与等については、既に平成16年度から3年間の期限で抑制措置が実施されていますが、今後の取扱については再度検討します。	(1) 経費の節減合理化等財政の健全化 ① 村予算の歳出については、庁内に主要事業の見直しを行う検討会を設けるなど、事務・事業の見直しによって徹底的な節減合理化を図り、歳出全体の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、自主的、計画的に財政構造の改善に努めます。 特別職及び一般職の給与等については、既に平成16年度から5年間の期限で抑制措置が実施されていますが、今後の取扱については再度検討します。
変更	職員数の削減による経費節減(H17~21) 21,762千円	職員数の削減による経費節減(H17~21) 60,068千円
変更	議員定数の削減による経費節減(H17~21) (H17 定数12名→10名) 24,701千円	議員定数の削減による経費節減(H17~21) (H17 定数12名→10名)(H21 定数10名→8名) 29,306千円
変更	職員給与及び手当削減による経費節減(H17、18) 29,391千円	職員給与及び手当削減による経費節減(H17~20) 47,787千円
変更	三役、議員の給料削減による経費節減(H17、18) 7,462千円	三役、議員の給料削減による経費節減(H17~20) 13,974千円
変更	③ 税負担公平の必要性等の観点から、的確な課税客体の把握とともに徴収率の一層の向上に取り組めます。また、地方財政制度の見直し等、国の動向を見極めながら、安定した財政基盤を確立するために、受益者負担の適正化について村民との対話・議論を行った上で、村税、使用料・その他の収入等についての検討・見直しを平成18年度までに行い、自主財源の確保に努めます。 ●平成18年度からの実施に向け、上・下水道料金の見直しを検討します。 26,700千円	③ 税負担公平の必要性等の観点から、的確な課税客体の把握とともに徴収率の一層の向上に取り組めます。また、地方財政制度の見直し等、国の動向を見極めながら、安定した財政基盤を確立するために、受益者負担の適正化について村民との対話・議論を行った上で、村税、使用料・その他の収入等についての検討・見直しを平成18年度までに行い、自主財源の確保に努めます。 ●平成18年度からの実施に向け、上・下水道料金の見直しを検討します。(26,701千円) さらに、平成20年度から上・下水道使用料の基本料金を5.5%値上げします。(平成20年度増収見込額 水道使用料960千円、下水道使用料1,550千円)

9 議会

区分	変更前	変更後
変更	(1) 地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大していることから、議会の機能強化、組織・運営の自主的な合理化に努めます。	(1) 地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大していることから、議会の機能強化、組織・運営の自主的な合理化に努めます。 次期改選時(平成21年5月)より定員が10名から8名。

地区活動にもなる保険への加入について

村では、地区の活動中における方が「の事故等に備え、「自治会活動保険」に加入しています。

対象は天龍村全世帯で、地区の活動中における「傷害」、「賠償責任」に対し保険金が支払われます。

「傷害」とは、地区の作業中や回覧の配布中などに発生した事故等や、地区主催の運動会やお祭りなどの行事中に発生した、急激かつ偶然な外来の事故によりケガまたは死亡した場合に保険金が支払われます。

「賠償責任」とは、地区の活動中の事故により、地区またはその住民が他人にケガをさせたり、他人の持ち物を壊したり、法律上の賠償責任を被った場合に、保険金が支払われます。

また、住民の親族(生活の本拠を地区に有さない親族)および地区が行事参加を依頼した方が、地区活動・行事に参加中にケガをした場合などにも、お見舞い金が支払われます。

なお、故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故や、無資格運転、酒酔い運転

◆保険金限度額

賠償責任 (対人・対物共通)	傷害			傷害見舞費用
	死亡・後遺障害	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)	
1,000万円	100万円	1,000円	500円	10万円

による事故、脳疾患、疾病心  
神喪失による事故などは保険  
金が支払われません。

このような事故は、ない方が  
良いわけですが、もし発生  
した場合や、不明な点につい  
ては、役場総務課総務係まで  
お問い合わせください。

支払われる金額は、次の表  
のとおりです。

## 19 天龍村中学生 海外研修事業報告

平成20年3月24日(月)から30日(日)までの7日間、天龍中学校2年生8名と引率2名(中村孝規教諭、清沢龍美校長)が「天龍村中学生海外研修事業」として、イギリス東南部のブリッジ村、カンタベリー市、ロンドン市を訪問してきました。

この事業は「21世紀を担う子どもたちが、生の英語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーション能力や国際感覚を身につけること」を目的として平成12年度から毎年実施しており、イギリスへは15年度から5回目となります。



係でイギリス時間の午後2時半、ロンドンのヒースロー空

1日目は成田に泊まり、2日目の昼に成田空港からイギリスへ向かいました。飛行時間は約12時間ですが、時差の関係でイギリス時間の午後2時半、ロンドンのヒースロー空

港に到着しました。ローズさんの次男夫妻(グラハムさんと敬子さん)が出迎えに来てくださり、共にマイクロバスに乗り、2時間かけてブリッジ村に着きました。ブリッジ小での歓迎・受入式では、村長さんからの親書をローズさんに渡し、生徒は2、2、2、1、1名に分かれてそれぞれホームステイ先へ向かいました。

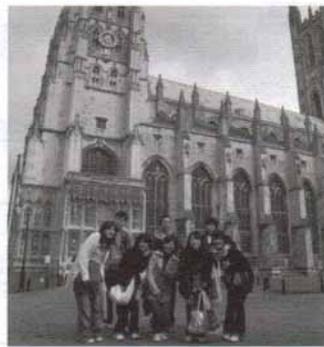


その後、引率者が各ホスト

ファミリィを巡回訪問してみると、子どもや父母が生徒を温かく受け入れ、食事・入浴・就寝の世話等に気を使ってくださっている様子が感じられました。長旅で疲れている生徒も、英語しか通じない環境の中で、手振り・身振りを知っている単語を駆使して、コミュニケーションをとっているようでした。

3日目はブリッジ小学校での交流です。朝の集会で、一

人一人英語で自己紹介をし、全員で合唱を披露し盛大な拍手を受けました。5・6年の4教室では、まず浴衣と法被の着付けを数人の児童にし、また満嶋神社の祭りの横笛を演奏して、日本の文化を紹介しました。次に児童一人一人



の名前を聞き取り、それをカタカナ・ひらがなで紙に書いて渡しました。出発前に作成した「天龍中での生活」ビデオ(英語での説明文付き)も見せ、天龍村の地域に根ざした学習活動を紹介しました。

午後はウィリアム・ローズさん宅を訪問し、いくつか質問し、捕虜生活の中でもたくましく生き抜いたローズさんの前向きな考え方や、戦争に対する思いに接し、平和の大切さを教えられました。

4日目は近くのカンタベリー市の見学です。天に向かってそびえ立つカンタベリー大聖堂に入り、オーディオガイ

ドで歴史を学びながら、荘厳な堂内の空気に浸りました。午後は市内を巡り、美しい古都の街並みを眺めたり、商店街で買い物をしたりしました。夜はそれぞれのホストファミリーでお楽しみがあったようです。

5日目はロンドン市内見学です。朝ブリッジ小の前でローズさんやホストファミリーの方々とお別れをし、バスに乗りました。別れを惜しんで涙ぐむ子どもたちも見られました。ローズさんに端を寄した交流が、ブリッジ小児童・ホストファミリー・保護者・地域へと広がり、平和と国際友好を願う交流へと広がってきていることを実感しました。

バスは市内に入りタワーブリッジ、ロンドン塔、ビッグベン、ウエストミンスター寺院等を經由して、バックingham宮殿で降りました。大英博物館ではハリスさんからエジプト文明を中心に詳しく解説をいただきながら見学しました。



★第一日目★  
この日の天気は残念ながら雨。晴れてほしかったけど、役場の中で出発の会を始めました。役場の人たちがお見送りをしてくれました。バスが東京に近づくにつれて、天龍じゃ見ることができない景色に大興奮!東京タワーにレインボーブリッジ!まるで修学旅行生のようにとても楽しかったです。成田のホテルはとってもきれいで、またまた興奮してしまいました。夕食はナイフとフォークとスプーンを使つてのディナー!最後に

## 海外研修

秦 菜央美

今回の研修での英語による意思疎通や英国文化の見聞は、生徒たちにとって今後に向けた大きな財産となることと思います。最後に、研修でお世話になった方々に感謝を申し上げます。(清沢)



デザートまで出てとても幸せでした。

★第二日目★

9時頃にホテルを出発しました。バスに何分かのつて、とうとう成田空港へ！みんなで列に並んで、パスポートをチェックして、いよいよ飛行機に乗りました。景色がすこ



迎えにきてく

おしゃれな家が建ち並んでいました。2時間ほどバスに乗

って、ようやくブリッジ村に着きました。ブリッジ小学校では学校の先生や、ホームステイ先の人たちが手を振って迎えてくれました。私たちは各ホストファミリー先のおうちの人と挨拶をしました。5



★第三日目★

朝は、お母さんが6時半に起こしてくれました。朝食を食べた後学校へ行く準備をしました。みんなでブリッジ小学校の待機室へ行くと、宏南や梨沙たちが先に居てようやく日本語がしゃべれると思ったら、少しほっとしました。ブリッジ小学校の校長先生（イブリンさん）が、私たちの紹介を少



各教室を訪問

んなしっかり授業を受けていました。その後、ローズさんのお宅にお邪魔しました。

★第四日目★

4日目は学校に集合して、イギリスの町並みをみんなで見て回りました。本当に日本の家とか、建物の造りとかが違ってどこを見ても新鮮でした。この日もイブリンさんに案内してもらいました。そしてカンタベリー市内へカンタベリー大聖堂はとても大きくて、美しい建物でした。ステンドグラスがとても素敵でした。本当にイギリスに來られて良かったと思えました。昼を食べて、班に分かれてカンタベリー市内を散策後タクシ

★第五日目★

朝は、いつものようにお母

さんが起こしに来てくれました。そして、シャワーを浴びて、朝ご飯、結構忙しかったです。お父さんとは、もうお別れをしなくてはならなかった。握手をして挨拶、とてもいい人だったので、お別れが寂しかった。学校に着くと、もうほとんどの人がいました。お母さん・ジェシー・ベンとお別れの挨拶をして、みんなで写真撮影をしました。そして、いよいよバスに乗り込みました。温かく私たちが迎え入れてくれたみんなと別かれると思うと、とても寂しかった。またいつか絶対に会いに來たいとおもいました。



大変でした。

この後はロンドン市内の見学をしました。最初にバックingham宮殿へ、そして私がイギリスに來たら、絶対に見たいと思っていた、ビッグベンへ！感動しましたが、雨と風がすごくて、写真撮影をゆっくりしているひまもなくとも残念でした。しかし、こ

の目で見られたのでとてもうれしかったです。昼食後日本総領事館の務台さんの所へ行きました。務台さんは、イギリスのことやいろんな話をしてくれました。その後、大英博物館へ行きました。そこで日本人のハリスさんという人が、大英博物館の中を案内してくれました。

★最終日★



お父さんが

もう6日目です。楽しかった海外研修旅行も、もう終わりなんだなあと思ったら、帰りたいくない!!と思えました。空港の中で買い物をした後敬子さんとお別れしました。私たちにとてもよくしてくれたので、寂しかったです。日本に着きようやく飛行機から降りたら、荷物がほとんどない！仕方なく列に並んで手続き：大変でした。天龍村について、役場でバスを降りたとき、「ついた!!」という感じでした。お父さんが迎えにきてくれました。終わりの会をして、お家に帰りました。とても楽しく貴重な体験ができた事に感謝します。

**(有)龍泉閣 平成19年度の経営状況を公表します**

## ○収支報告

(単位:万円)

区 分	平成18年度 決 算	平成19年度 決 算	差引増減
< 収 入 >			
宿泊温泉売上	1,506	1,650	144
飲食宴会売上	3,767	3,460	△ 307
売 店 売 上	1,471	506	△ 965
土産(特産品)販売	196	248	52
計	6,940	5,864	△ 1,076
売 上 原 価	3,034	2,542	△ 492
売 上 総 利 益	3,906	3,322	△ 584
< 費 用 >			
人 件 費	3,598	3,080	△ 518
(率)	51.8	52.5	
経 費	1,632	1,816	184
(率)	23.5	31.0	
計	5,230	4,896	△ 334
営 業 損 益	△ 1,324	△ 1,574	△ 250
営 業 外 収 入	122	103	△ 19
村 補 助 金	1,800	1,800	0
計	1,922	1,903	△ 19
支払利息、雑損失等	72	14	△ 58
経 常 損 益	526	315	△ 211
当 期 損 益	507	297	△ 210
累 計 損 益	△ 2,522	△ 2,225	297

○龍泉閣も開業以来7年を経過し、村の補助金によるところも大きいですが、昨年に続き、当期損益が黒字になりました。昨年度は、春、秋のツアーを受け入れ龍泉閣の利用者が増えました。引き続き、施設利用者の増加を図り、売上の増加につながるよう改善を進めたいと思います。

**(有)天龍農林業公社 平成19年度の経営状況を公表します**

## ○収支報告

(単位:万円)

区 分	平成18年度 決 算	平成19年度 決 算	差引増減
< 収 入 >			
一般受託収入	568	373	△ 195
生産品販売収入	549	650	101
農作業受託収入	461	383	△ 78
計	1,578	1,406	△ 172
< 費 用 >			
人 件 費	1,691	1,542	△ 149
(率)	67.9	66.8	
経 費	801	766	△ 35
(率)	32.1	33.2	
計	2,492	2,308	△ 184
営 業 損 益	△ 914	△ 902	12
営 業 外 収 入	61	34	△ 27
村 補 助 金	900	900	0
計	961	934	△ 27
支払利息、雑損失等	0	0	0
経 常 利 益	47	32	△ 15
当 期 損 益	18	13	△ 5
累 計 損 益	△ 20	△ 7	13

○社員数 (単位:人) ※社員数は社長を除く。また臨時労務員は参考

区 分	18年度	19年度	増 減
取 締 役	4	4	0
社 員	2	2	0
(臨時労務員参考)	(24)	(24)	0
計	6	6	0

○設立以来6年を経過し、村の補助金によるところも大きいのですが、19年度元気づくり支援金等により加工施設を村内に新設し、製造許可(味噌・漬物・ビン詰め)を取得し自社加工場での生産を開始しました。今後につきましては、村の伝統野菜としての「ていぎなす」の育苗及び生産の拡大を図る等収入の増収につながる経営努力を促します。また、公社設立の目的である遊休農地の解消については、村の基本構想に示す要活用農地を重点的に利用権契約を進め、経営改善に努めたいと思います。

## ○施設利用状況

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	増 減
宿 泊 者	1,697	1,847	150
宴会利用者	2,446	1,846	△ 600
レストラン利用者	13,841	12,877	△ 964
ラウンジ利用者(組)	2,606	2,148	△ 458
特産品販売利用者	22,383	35,788	13,405
計	42,973	54,506	11,533

## ○入浴利用者

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	増 減
一般利用者	6,609	6,762	153
村民保養券	2,412	2,469	57
計	9,021	9,231	210

## ○利用者

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	増 減
合 計	51,994	63,737	11,743

## ○社員数

(単位:人)

区 分	18年度	19年度	増 減
社 員	2	0	△ 2
契 約 社 員	6	5	△ 1
パ ー ト	6	7	1
計	14	12	△ 2

## ○事業報告

## 1. 利用契約農地(耕地面積)

(単位:a)

区 分	18年度	19年度	増 減
田	237	237	0
畑	261	261	0
計	498	498	0

## 2. 遊休利用農業経営面積

(単位:a)

区 分	18年度	19年度	増 減
あ け び	23	23	0
栗	30	30	0
か り ん	2	2	0
茶	150	150	0
小 梅	47	47	0
中 梅	24	24	0
く る み	34	34	0
ゆ ず	8	8	0
す も も	1	1	0
ピ ー マ ン	14	14	0
て い ぎ な す	3	3	0
ト マ ト	3	3	0
ふ さ す ぐ り	2	2	0
水 稻	85	85	0
花 木	25	25	0
切 花	0	0	0
計	451	451	0

## ポイ捨て禁止は 天龍村民の ルールです！

### ○豊かな自然を後世に

天龍村の良いところは？との問いかけによく使われる言葉に、「美しく豊かな自然」という言葉があります。この自然環境を後世に残すことが、天龍村に住んでいる我々の責務ではないでしょうか。そのような中、心ない一部の人によるゴミの不法投棄が見受けられます。景観を損なうばかりか、環境破壊にもつながる許せない行為で、人としてのモラルが問われる行為でもあります。

### ○不法投棄は犯罪です！

村では、不法投棄を発見した場合、投棄者を特定するために調査を行い、特定できた場合は元の状態に戻すよう指導したり、悪質な場合は警察に通報するなど、厳しく対応していきます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物では一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金、産業廃棄物では、三年以下の懲役若しくは一億円以下の罰金が科せられます。

### ○ゴミを分ければ資源に！

「容器包装リサイクル法」が施行されて、ゴミの分別意識もすでに広く村民に浸透してきています。

「ゴミをきちんと分別することで、ゴミも資源として再利用され、減量化にも一役かっています。」

私たちの住んでいる村の環境を良好な状況に維持するためには、村民一人ひとりが、ゴミを減らす努力と資源化・減量化への取り組みが大切ではないでしょうか。

## 天龍ピカピカ大作戦

5月21日に天龍ピカピカ大作戦が晴天のもとに実施され、天龍小学校児童をはじめ、下伊那南部建設事務所や婦人会等多くの参加を得て道路周辺の美化活動を実施することが出来ました。

参加した子ども達からは「きれいになって良かった。」との感想がありました。

「ゴミは主に空き缶やペットボトルなどで、自動車からのポイ捨てによるものが多いものと思われました。空き缶のポイ捨てといえども、本来は厳しく処罰される違法行為で

す。空き缶やペットボトルが散乱している道路は見た目も悪く、天龍村のイメージを大きく損ねます。村民の皆さんと協働できれいな村づくりをしていきたいものです。



たばこの吸い殻が多かった



空き缶のポイ捨てはやめよう

## 国民健康保険税が 改正されます

平成20年4月より後期高齢者医療制度の創設に伴い、この医療制度を支えるために後期高齢者支援分として、国保税で従来の医療分と介護分に加えて「支援分」が国保加入者全員を対象に新たな課税となります。

この支援分はこれまでも国保加入者に納めて頂いた「医療分」の一部を老人保健制度の財源へ拠出しておりましたが、それに代わり後期高齢者医療制度への支援拠出として明確化されたものです。

### ○改正前

医療分 (全員) + 介護分 (40歳～64歳)

### ○改正後 (平成20年度から)

医療分 (全員) + 新支援分 (全員)

介護分 (40歳～64歳)

## ☆天龍村の国保税率☆

前記にも記載しましたが、新たに支援分が加わりますが、「医療分」の税率引き下げを行い、国保加入者の税負担を考慮して「医療分」と「支援分」を合わせた国保税率を平成19年度の「医療分」の税率となるようにし、税負担としての変動をなくしました。

また「介護分」も従来の税率として改正は行いません。

### ☆改正前☆

医療分	
所得割額	4.70%
資産割額	28.50%
均等割額	16,000円
平等割額	26,000円
課税限度額	560,000円

### ☆改正後☆

医療分	
所得割額	3.00%
資産割額	18.60%
均等割額	11,000円
平等割額	17,000円
課税限度額	470,000円

支援分	
所得割額	1.70%
資産割額	9.90%
均等割額	5,000円
平等割額	9,000円
課税限度額	120,000円

医療分+支援分	
所得割額	4.70%
資産割額	28.50%
均等割額	16,000円
平等割額	26,000円
課税限度額	590,000円

# トピックス

## 新緑列車ツアー開催

5月10日、23日に新緑列車ツアーが行われました。

このツアーは、飯田線に揺られながら車窓から眺める新緑の山々を楽しんでいただき平岡駅にて天龍村の郷土料理を味わっていただくツアー企画であります。

期間中には、中京・遠州方面のお客さまがバス18台、延べ562名の方が旬の山菜料理やし鍋、栃そばなど10種類の郷土料理を味わっていただきました。

## タラの芽狩り体験ツアー

4月15日に毎年恒例のタラの芽狩り体験ツアーを西原区の遠山満俊さんの畑を会場に行いました。

当日は天候もよく、タラの芽も取りごろとあり参加していただいていたお客さんはたくさんタラの芽を収穫し、

その後は龍泉閣にて旬の山菜料理を堪能していただきました。



新緑列車ツアー



タラの芽狩り体験ツアー



## 都会の中学生が農家ホームステイ

5月24日、25日と6月6日、7日の2回にわたって都会の中学生が1泊2日の農家ホームステイを行いました。

5月は大府藤井寺第3中学の3年生23名が6家庭に、6月は千葉県東邦中学3年生36名が9家庭にそれぞれ分かれ宿泊して様々な農業体験を行いました。

## 豊川市民まつり「おいでん祭」に出店

5月24日、25日の両日豊川市で開催された豊川市民まつり「おいでん祭」に天龍村のブースを出店しました。

2日間とも天候に恵まれませんでした。毎年出店していることから天龍村のブース目当てのお客さんにより玄米パン、栃餅などは即完売になりました。



豊川市民まつり

天龍村

8月15日(金)



## ふるさと夏まつり

☆ところ:天龍中学校グラウンド  
☆夜店、アトラクション、盆踊り、煙火大会などなど



農家ホームステイ

## 7月1日から 最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

### 改正の概要

#### 1 地域別最低賃金はこうなります

- ・地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。(詳しくは、厚生労働省HP、都道府県労働局HPに掲載されていますので、ご確認下さい。)
- ・地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が**2万円から50万円**に引き上げられます。

#### 2 産業別最低賃金はこうなります

- ・産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、**労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)**が適用されます。

#### 3 適用除外規定が見直されます

- ・障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、**最低賃金の減額特例が新設**されます。

#### 4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

- ・派遣労働者については、**派遣先の地域(産業)の最低賃金**が適用されます。

#### 5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

- ・時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた**最低賃金額の表示単位が、時間額のみ**になります。

## 平成20年度 自衛官募集中

募集項目		受験資格	受付期間	採用試験日
賃費学生	技術	大学の理工学部、工学部の3・4年次又は大学院修士課程在学	12月1日から21年1月16日	平成21年2月1日
			※詳細については飯田出張所にご確認ください。	
2等陸・海・空士 (任期制)	男子	18歳以上27歳未満	受付中です	7/12、9/13・21・27以後も随時実施
	女子			9月28日
一般曹候補生		18歳以上27歳未満	8月1日～9月10日	1次:9月20日 2次:10月11日
航空学生		高卒(見込含) 21歳未満		1次:9月23日 2次:10月18日～23日 3次:11月15日～12月12日
防衛大学校学生	推薦	高卒(見込含)21歳未満 ※推薦については、高等学校長の推薦等が別途必要。	9月5日～9月9日	9月27・28日
	一般	高卒(見込含)21歳未満 (自衛官は23歳未満)		1次:11月15・16日 2次:12月16日～20日
防衛医科大学校生		高卒(見込含)21歳未満	9月8日～9月30日	1次:11月1・2日 2次:12月3日～5日
看護学生		高卒(見込含)24歳未満		1次:10月25日 2次:11月22・23日
自衛隊生徒		中卒17歳未満男子	11月1日～21年1月6日	1次:21年1月10日 2次:21年1月24日

自衛隊長野地方協力本部飯田出張所

(飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎)

お問い合わせ

TEL .0265-22-2613 E-mail jsdf-iid@mx2.avis.ne.jp

### 住宅の耐震診断を受けてみましょう

阪神淡路大震災では10万棟を超える家屋が倒壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲となり、犠牲者の多くは家屋の倒壊等による圧死でした。

先月、岩手・宮城で発生した内陸地震、昨年の新潟県中越地震など、大規模な地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、住宅の耐震化等の地震対策は急務となっています。

村では、こうした大規模地震に備え、住宅の耐震性を確保するための耐震診断とその結果に基づく耐震改修を推進しています。

昭和56年以前に建設された住宅にお住まいなら、耐震診断を受けることをお勧めします。耐震診断の結果、耐震性に問題があれば適切な耐震補強を行うことを検討してみてください。

○診断費用は国・県・村で全額負担します。

○対象となるのは昭和56年以前に建設された木造住宅です。

○受診を希望される方は、建設課建設係へお申込みください。

## 借金問題でお悩みの方へ

長野財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方へ「無料相談」を行っています。相談者の方から借入れの様子などをお聞きしたのち、必要に応じて法律専門家（弁護士・司法書士など）をご紹介します。

借金の返済でお悩みの方は今すぐ下記までお電話ください。かならず解決できます。

〈問合せ先〉〒380-0846

長野市旭町1108 第2合同庁舎5階 財務省 関東財務局 長野財務事務所

☎026-234-2970 (相談窓口直通)

### 保健師だより

#### 「注意!!食中毒!」

「夏真っ盛り」という言葉がびびりたりの季節になりましたね。

さて、暑くなってきましたと、多くなる、食中毒について紹介します。

食中毒は多くの場合、食中毒の原因となるばい菌が口に入ることで起こります。

- 1、ばい菌をつけない
- 2、調理器具は洗う。
- 3、食べ物は覆う。
- 4、食品は冷蔵庫へ。
- 5、ばい菌を殺す
- 6、食品には火を通す。
- 7、調理器具は定期的に消毒。
- 8、衛生的な調理がポイントです!

食中毒かなあと思ったら、1、症状をチェックしましょう

#### 主な症状

- 吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・発熱・血便・神経症状(言語障害・呼吸困難など)
- 2、緊急の場合はこんな応急処置を

- ・ 何度か分けて水分補給。
- ・ 嘔吐がひどいときは、スポイト・ドリンクなどで水分補給。
- ・ 嘔吐があるときは吐きやすい体制をとるようにする。
- 3、ただちに医療機関で受診しましょう
- ・ 受診前に下痢止めなど使用しない。
- ・ 症状や、食事の様子を細かく医師に伝える。
- ・ 吐いたものがあれば医師に見せる。
- 4、他の人への感染を防ぎましょう
- ・ 汚物を片付ける際は手袋をする。
- ・ 消毒をしっかりとする。
- ☆症状が重いときはすぐに医療機関へ受診を!

1等前後賞みわせて3億円! ゴールドラッシュの雲が来る!!!

## サマージャンボ宝くじ

発売中! 8月1日(金)まで

- ☆ この宝くじの収益金は、市町村の住みよいまちづくりに使われます。
- ☆ 宝くじ販売所にてお買い求めください。

### 8月は「電気使用安全月間」です

○タコ足配線は火災のもと



○コンクリート工事、事故のもと



☎0265(23)3452

電気の相談は、(財)中部電気保安協会 飯田事業所